前回までの会議における主なご意見に対する 京浜河川事務所の考え方

令和7年7月8日 国土交通省 京浜河川事務所

第6回・第7回多摩川河川整備有識者会議における主なご意見の概要と京浜河川事務所の考え方

□ No		意見の分類	頂いたご意見の概要	京浜河川事務所の考え方	原案	
					ページ	章節
	1	堤防の質的評価 浅川の河川整備	・堤防は、形だけではなく質的評価が必要。	・補足資料により説明します。	15 29	2.2
	2		・浅川の特性に留意し、技術的な課題解決に向けて、上流の指定区間管理者と連携して整備を進めるようにしてほしい。	・原案に反映しました。	29	$ ^4$
	3	内水対策	・関係機関との情報共有を入れてもらいたい。		43	5.1.1(6)
		流域総合水管理	・国土交通本省では、新たに「流域総合水管理の推進」を掲げて検討が進んでいる			6.1
	4		ことを踏まえれば、流域治水、水利用、流域環境についてのキーワードは記載して	7,17121 - 22 2 2 2 3 2 7 2 3		
			おくべきではないか。			
		河床変動	・河道計画、施設設計、維持管理における河床変動の影響について、明確に記載	・原案に反映しました。	28	4
	5		してほしい。			5.1
		 河道掘削形状の検			48 28	5.2
		[= · · · · · · · · · · · · · · · · ·	・河道掘削形状の検討において、治水、環境、利用という3つの局面に分けたのは	・原案に反映しました。	28	4
			よい整理となっている。それぞれの項目の重要性や順序を念頭に置いて、一つの 計画のストーリーができることが理想である。			
		環境の概念整理	・環境関係の用語の定義を整理すべき。国土交通省河川砂防技術基準計画編(施	・原案に反映] ま] <i>た</i> .	28	4
			設配置等計画編 第1章-6 図1-1河川環境等の整備と保全の目標フロー)に沿っ	7,1,7,2,1-1,2,5,10 0,0,1-2,5		
7	7		て、「動植物の良好な生息・生育環境の保全・復元」、「良好な景観の維持・形成」、			
			「人と河川との豊かな触れ合い活動の場の維持・形成」の3つの概念を明確に書き			
	_		分けてほしい。		0.1	
			・調布取水堰のオープン化の影響として、魚の動きが随分変わってきている。大丸	・原案に反映しました。	61	6.2
	8		用水堰の撤去・床固化で上流からの取水方法に工夫した事例のように、水利用に 応じた取水の工夫により河道環境の質の向上に努めてほしい。			
			・近年、生態系サービスや水田の多面的機能が非常に重視され、用水路周辺、水		32	4.3
			田周辺での水環境と生態系サービスや生物多様性の保全に極めて貢献が高いこ	が来に反映しよりに。		6.1
	9	1	とから、土地改良区もステークホルダーとして十分な情報共有を継続していただき			
		The street of the fact on to street	たい。			
		1	・現状の多摩川では、淵と瀬という最も基本的なワンセットがなくなってきて、ほぼ平	が入しためているした。	45	5.1.3(2)
	10	境	瀬状態になっている。魚にとっては、平瀬状態ではすみにくくなっているので、環境			
			に配慮した河道掘削がなされると、魚にとっては良い環境が生み出されることに期待したい。	維持されている状況です。		
	11	 樹林化対策	・樹林化の対応は治水と環境の両方に関係するので、記載を工夫されたい。		49	5.2.1(2)
6		モニタリング	・河川環境の目標に対するモニタリング計画について、モニタリング内容が理解で	・資料-4にて定量目標の数値	31	4.3
	12		きるように作成し、どう変化するかデータを積み上げ・分析するべき。	とともに説明します。		5.1.3
	14					5.2.3(2)
					61-62	6.2

- 堤防の質的対策として、水衝部対策、高水護岸を以下の整備理由により実施する予定である。堤防の耐震対策については、照 査の結果、堤防の対策は必要ないが、三沢川水門の耐震対策を実施する。
- 堤防の浸透対策は、現状の概略点検では、洪水時のすべり破壊の安全率が基準を満たさない箇所が一部あるが、安全率は概ね 1を超えており、緊急性が低いことから、必要に応じて詳細な調査・検討を行う。

整備計画における水衝部対策箇所(案)

河川名	左右岸	区間	始点	終点	延長(km)	整備理由
多摩川	右岸	川崎市川崎区旭町~川崎市川崎区本町	5. 55	5. 80	0. 25	
		川崎市川崎区本町~川崎市幸区堀川町	6. 00	6. 26	0. 26	高水敷幅狭小箇所のため高水敷の拡幅が必要
		昭島市大神町	45. 25	45. 36	0. 13	
		八王子市高月町	47. 80	48. 40	0. 63	 堰周辺の堤防強化
		あきる野市羽	53. 80	54. 30	0. 35	
	左岸	大田区田園調布	13. 20	13. 40	0. 25	高水敷幅狭小箇所のため高水敷の拡幅が必要
		大田区田園調布	13. 40	13. 60		堰周辺の堤防強化
		府中市是政	32. 40	32. 88	0. 47	│ │高水敷幅狭小箇所のため高水敷の拡幅が必要
		府中市四谷	35. 30	35. 80	0. 39	
		昭島市福島町	42. 85	43. 35	0. 50	堰周辺の堤防強化
		昭島市拝島町	47. 40	48. 00	0. 60	高水敷幅狭小箇所のため高水敷の拡幅が必要
		あきる野市草花	52. 80	53. 20		堰周辺の堤防強化
		羽村市玉川~羽村市羽中	53. 80	54. 20	0. 40	堤防防護の必要幅を確保不可
	_	羽村市羽中	54. 20	54. 30	0. 10	
	_	羽村市羽加美	54. 80	55. 00		護岸未整備箇所
浅川	1 +	日野市高幡~日野市南平	2. 20		0. 42	
	1 +	日野市平山	5. 20	5. 40	0. 20	
		八王子市北野町	8. 00	8. 20	0. 22	
		日野市大字石田	0. 00	0. 20	0. 20	河道掘削により整備が必要
	I ⊦	日野市万願寺	1. 60	2. 30		
	l t	日野市豊田~日野市東平山	5. 20	5. 40	0. 24	
	1 +	日野市西平山	6. 80	7. 00	0. 16	
		日野市西平山	8. 00	8. 20	0. 23	2

整備計画における高水護岸箇所(案)

河川名	左右岸	区間	始点	終点	延長(km)	整備理由	
多摩川	右岸	川崎市高津区久地	18. 60	18. 80	0. 30	支川合流部処理	
		あきる野市羽	53. 80	54. 30	0. 50	順用の担味学化	
	左岸	府中市是政	32. 40	33. 30	0. 10	堰周辺の堤防強化	
		国立市谷保	39. 21	39. 40	0. 19	堤防不連続箇所	
		昭島市拝島町	47. 67	48. 00	0. 33	順用の担味学化	
		羽村市玉川~羽村市羽中	53. 80	54. 30	0. 50	堰周辺の堤防強化	
浅川	右岸	日野市高幡	1. 90	2. 00	0. 10		
		日野市東豊田~日野市豊田	3. 90	4. 30	0. 40		
		日野市平山	5. 40	5. 60	0. 20		
		八王子市長沼町	6. 20	6. 35	0. 15	工事履歴なし+流速5m/s以上	
		八王子市長沼町	6. 41	7. 00	0. 59	工事腹座なして流速が / 8以上 	
	左岸	日野市万願寺	2. 40	2. 44	0. 04		
		日野市東豊田	3. 40	3. 60	0. 20		
		日野市西平山	6.80	7. 00	0. 20		

- 早瀬は、中下流部〜上流部に見られるが、一定規模が維持されている。
- 令和元年の大規模洪水後には一部で河床が平坦化している箇所が見られたが、その後の年最大洪水により河床が変動している。

